

★ 大麻取締法施行細則等の一部を改正する規則（規則第四十四号）（薬務課）

一 改正の要旨

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部が改正され、大麻取締法施行規則が全部改正されることなどに伴い、引用する法律の題名等の整理を行うとともに、申請書等の様式を改めるなど、次に掲げる規則について必要な改正を行った。

- 1 大麻取締法施行細則
- 2 麻薬及び向精神薬取締法施行細則
- 3 広島県行政組織規則
- 4 広島県地方機関の長に対する事務委任規則

二 施行期日

令和六年十二月十二日